

令和2年度芦東山記念館館長講座  
「一関市域の江戸時代犯科帳」

第1回

一関市域で行われた江戸時代の死刑のはなし

令和2年8月22日(土) 13時30分～15時  
於 大原市民センター大ホール

はじめに

1) はなしの趣旨

死刑は現在のわが国で最も重い刑罰だが、江戸時代においてもやはり最も重い刑罰だった。しかし、現在のわが国の死刑は絞首刑1種類のみだが、江戸時代には犯罪の凶悪度に応じて数種類の死刑があった。

それでは、江戸時代の一関市域においては、どのような死刑が如何なる形で執行されたか。江戸時代の一関市域は、一関藩領と仙台藩領の両者があるので、この両藩についてこの点を探ってみたい。

2) 利用する資料

i) 仙台藩関係

・伊達治家記録

享保4年(1719)までは『仙台藩史料大成 伊達治家記録』1～23巻(宝文堂、1972～1982年)、それ以降は仙台市博物館蔵の写真版を利用

・高倉淳編『仙台藩刑罰記』(自費出版、今野印刷、1988年)

原本は宮城県図書館蔵、明和7年(1770)までの刑事判例を収録

・宮城県史編纂委員会編『宮城県史』31・資料篇8(宮城県史刊行会、1962年)

一関市千厩町・白石家や大東町・鳥畑家の文書を一部収録

・その他

ii) 一関藩関係

・増補刑罪録

一関市川崎町門崎字千手堂の佐藤順一氏蔵、元禄10年(1697)10月～安政3年(1856)11月の判例2,712件を収録(1つの事件が複数箇所に分けて記載されている場合があるので、実際の事件数はこれより少ない)

I 現在のわが国の死刑制度

1) 現行刑法の死刑規定

・刑法第11条① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

死刑は、死刑宣告を受けた者の命を奪うことのみが目的だから、できるだけ苦痛の少ない方法が採用されねばならない。その方法として、現在のわが国は絞首という方法を採用し、非公開で執行している。

## 2) 絞首台の変遷〔資料 1〕

- ・現在の絞首方法
  - ・明治 3 年 (1870) 12 月布告「新律綱領」の絞首台
  - ・明治 6 年 (1873) 2 月改正の絞首台
- (参考) 清代中国の絞首刑

## II 江戸時代の庶民に対する死刑の種類

### 1) 幕府及び仙台・盛岡両藩

- ・幕府 (寛保 2 年 (1742) 制定『公事方御定書』下巻第 103 条)〔資料 2〕  
鋸挽 磔 獄門 火罪 死罪 下手人

(武士の死刑としては、切腹と斬罪=打首)

- ・仙台藩 (年未詳『格書抜』)

竹鋸にて挽き磔 火罪 磔 獄門 切捨 (=斬刑) (刎首)  
(磔より火罪が重罪)

(武士の死刑としては、牢前において斬罪・牢前において切腹・その身屋敷にて切腹)

- ・盛岡藩 (文化 5、6 年 (1808、9) 制定『文化律』第 113 条)

磔 獄門 死罪 下手人 (鋸挽・火罪なし)

### 2) 一関藩『増補刑罪録』にみられる死刑

- ・火罪 磔 獄門 死罪 切捨 (=斬罪) 打首 (=討首・刎首)

## III 一関市域の処刑場

### 1) 一関藩の常設処刑場〔資料 3〕

『増補刑罪録』にみられる死刑で、場所が特定されている事例としては、「橋田において獄門」(75 号、467 号)「橋田において刎首」(56 号)、及び「磐井川同心町末川原にて獄門」(294 号)がある。また、「牢前において討首」も数件 (47 号、76 号等) があるが、多くは武士が対象のようである。このほかの多くの死刑執行は場所が特定されていない (〔資料 4〕参照)。

しかし、学芸員の張基善氏から、一関藩の常設処刑場は、旧鬼死骸村の橋田原にあり、そこで天明 5 年 (1785) 11 月に藩の医師達により腑分け (=死体解剖) が行われたことを教えられた。その対象となったのは無宿の豊吉であり、『増補刑罪録』123 号によれば、豊吉は土蔵を破って衣類・金を盗んだ罪で獄門に処された者である。

### 2) 仙台藩の常設処刑場〔資料 5〕

一方、仙台藩の常設処刑場は、藩政初期には少し変遷があるが、中期以降は現在の泉区七北田にあった。仙台藩は、犯罪容疑者を城下まで連れて行き、評定所と呼ばれる裁判役所で裁判を受けさせたが、一関市域の仙台藩領民がこの七北田の常設処刑場で公開して死刑に処された事例も多い (〔資料 6〕参照)。例えば、

- ・元禄 11 年 (1698)、東山千厩町の平助は、村々て灸を据えることに託して人々をだまし、金を取ったとして「七北田において斬棄<sup>きりすて</sup>」の判決を受けた(『肯山公 (4 代綱村) 治家記録』同年 6 月 29 日条 (『仙台藩史料大成 伊達治家記録』20 卷 282 頁))。
- ・享保 2 年 (1717) 11 月 22 日、西磐井一関村八内の妻は、儀太夫という者と通じて儀太夫に斬殺されたことにより、「七北田において屍<sup>しかばね</sup> 梟首」と宣告された(『獅山公 (5 代吉村) 治家記録』巻の 57、同年 12 月朔日条)。
- ・享保 11 年 (1726) 8 月 25 日、東山薄衣村泉田奎小人浅右衛門子の友助が、百姓与惣左衛門の下女と和姦し、その女を殺して自分も死のうとしたが死にきれなかったとして、「七北田において斬刑」とされた(『同上』巻の 92、同日条)。なお、『仙台藩刑罰記』342 号にもこの事例が掲げられている。

など多数。

#### IV 所仕置き<sup>ところしお</sup>

江戸時代の死刑は、上記の常設処刑場で行われるばかりでなく、犯罪発生地ないし犯人居住地で行われる場合もあった。この場合、具体的に地名が示される事例のほか、「本所において」「その所において」等と指示される事例も多いので、このような死刑を私は「所仕置き」と呼んでいる。

##### 1) 一関藩の所仕置き

- ・元禄 14 年 (1701) 11 月、流涌津村の治郎吉は、不孝の上、父子兄弟と田地を争ったとして、「本所において獄門 家屋敷欠所<sup>けつしよ</sup>」の判決を受けた(『増補刑罪録』2 号)。
  - ・享保 19 年 (1734) 11 月、下黒沢村七兵衛子の三治郎は、永牢に処されていたところ、赦によって追放処分となったが、立ち帰って盗みを働いたため、「本所において討首」とされた(『同上』1111 号)
  - ・元文 5 年 (1740) 9 月、徳田村の儀兵衛は、肝入の長左衛門の落ち度でもないことを訴え、同人の俵から金子を貪り取り、村方へ割り渡すべき金子まで押領した罪で、「所において獄門、家財・持ち高とも欠所、家内人数は奴<sup>やつこ</sup>」に処された(『同上』457 号)。
- 一関藩の中心的な裁判役所は御僉議所<sup>ごせんぎしよ</sup>と呼ばれているが、そこで死刑判決を受けた者の一部が、その居住地での死刑執行に処されている。なぜこうした所仕置きが科せられたのかについて『増補刑罪録』は何ら語っていないが、居住地で処刑することにより、おそらく死刑囚をよく知っている者たちに、こういった悲惨な刑罰を受けたくないと思わせ、犯罪発生を予防しようとしたのだろう(「刑は刑無きを期す」=『無刑録』)。

しかし、この所仕置きを行うためには、まずその執行場所をその村に作らなければならない。また、処刑場の番人や、出張してくる藩役人の接待等にも村人が動員されたであろう。所仕置きには、犯罪発生予防効果の一方で、その死刑囚と何ら関係のない村人が様々な負担を強いられたと思われる。この負担については、『増補刑罪録』は何も指摘していないが、仙台藩が一関市域近傍で行った所仕置きをみると、この点がよく分かる。

##### 2) 仙台藩の所仕置き

仙台藩の『治家記録』には、17 卷 168 頁元禄 7 年 (1694) 2 月 22 日条所掲の、東山島海村半四郎が、主人をないがしろにして金子を引き倒した等の罪で、「札の辻で 3 日曝し、

本所で磔」に処された記事を初めとして、相当数の所仕置き事例がみられるが、ここでは、その所仕置きが執行されるまでの経過がよく分かる2事例を、少し詳しく掲げておこう(吉田正志『仙台藩刑事法の研究』(慈学社出版、2012年)164～167頁参照)。

① 宝暦5年(1755)東山小嶋村清四郎火罪1件

本件の小嶋村は現在の一関市域ではなく平泉町域である。出典は、『宮城県史』31、564～570頁に収録される大東町大原の鳥畑家文書の宝暦5年分『御用定留』である。

さて、事件はこうである。弥惣右衛門躰養子の清四郎は日頃不行跡で、そのため組合の源四郎等が寄り合っ、清四郎を家督から除く相談をしていたらしく、その中心人物である源四郎を恨んで、源四郎の長屋へ放火した。その罪で、清四郎は「道中引き晒し、その所において火罪、持道具欠所」の判決を下された。

この判決に基づき、東山小嶋村で6月25日に清四郎の火罪が執行されることになり、晒し日は同月25日、27日、29日、7月2日、3日、6日、11日の計7日と決まった。また、判決内容を認めた晒し小旗と立て札も用意された。同時に、現地代官に対し、火罪用の柱や焼柴等の準備が命じられ、晒し日数中の番人や取り片付けは、近所の乞食・癩人に申し付けることも命じられた。

6月22日昼8ツ時(=午後2時頃)に清四郎は米ヶ袋の牢屋敷から引き出されて馬に乗せられ、足軽2名及び宿場毎に動員される棒突4名と小旗持ち1名に付き添われて、晒されつつ護送された。この護送中の食事は宿 賄いであり、夜には宿場より不寝番が付けられた。途中北上川の洪水に出会ったりして、予定通りの現地着が危ぶまれる事態もあったが、どうにか24日暮れには北上川を渡ることができ、予定通り25日に小嶋村に着いて千厩足軽に引き渡され、即日処刑が行われた。

処刑場は、田畑に支障を来さない峠という場所に設定され、晒し日については、江戸で凶事のあった関係で、予定されていた27、29両日は取り止めとなり、翌月2日以降のみ実行された。

なお、処刑人としては仙台北下の被差別民である「穢多」2名が動員されている。彼らは路銭(=旅費)として1人につき1泊まり100文づつとして、当面800文が役所より支給されたが、これは村に代わって出発時に立て替え支給されたものであり、最終的には村償いとして村の負担になるものであった。

② 享和元年(1801)伊沢相去御足軽吉郎太磔1件

本件の出典は、宮城教育大学附属図書館蔵『仙台藩判決録』47号である。

事件は、相去のうち六原の足軽吉郎太が、乱心して母親を殺害したというものである。これも現金ヶ崎町の事例で一関市域ではないが、地理的に近いということで参照したい。この事件を起こした吉郎太は「札の辻において3日晒し、竹鋸にて挽き、士丁・市中・道中とも引き晒し、その所において磔、家財欠所」と宣告された。乱心とはいえ親殺しという最も凶悪な罪を犯したため、竹鋸にて挽き磔という最も重い死刑を科されたのである。

そこで、まず仙台北下の札の辻(=芭蕉の辻)で3日間の竹鋸挽きの晒し刑に処され、そのうえで城下の侍屋敷地・町人地及び相去村までの道中晒しで護送され、六原で磔刑が執行されることになる。処刑日は5月26日とされ、仙台からは足軽2名が付き添い、道中宿々より馬を出してそれに乗せ、また棒突4名も動員されている。泊まりにはやはり宿場に不寝番が命じられた。

さらに、仙台からは死刑執行人として「穢多」2名の派遣も手配され、その路銭として2名7泊分1貫400文が支給され、また小旗持ちも1名動員されて同じく7泊分700文が渡された。この路銭は①と同様村償いであり、出発時に役所によって立て替え支給されたもので、のちに村より御郡方会所へ納付すべきものであった。

なお、磔に使用する鎖<sup>やり</sup>2本も仙台の牢屋敷から貸し出されて処刑地に送られた。この鎖は、処刑後<sup>むしろ</sup>藁包みにして印符<sup>いんぷ</sup>をつけ、宿々より<sup>さいりょう</sup>宰領1名を出して宿駅送り<sup>しゆくえきおくり</sup>で仙台牢屋敷に返却される手筈になっていた。

一方、現地ではまず処刑場の設営が検討されたが、村内には容易に適地を見出せず、最終的に相去村と隣村の三ヶ尻村との村境の大倉沢という空き地を使うことが認められた。

処刑の後片付け及び晒し中の番人には、近所の乞食・癩人が使用された。晒し日数は5月26日、6月2日、3日、4日及び5日の計5日と定められたが、屍は26日だけ懸けておいて、残り4日間は杭と立て札だけを処刑場に立てておくよう命じられた。

以上、やや詳しく所仕置きの実態を紹介した。同藩は、享保14年(1729)に、火罪・5人以上の徒党・不忠不孝・1村を騒がせた者については、所仕置きをすることがあるとの法令を出している。主殺し・親殺し、放火、百姓一揆といった犯罪を対象に、所仕置きの執行を許していたことが分かる。これらの犯罪者を悲惨な死刑に処すところを身近な人々にみせることで、同様の犯罪を未然に防止できると考えていたのだろう。

## おわりに

現行刑法で死刑が科せられる犯罪は、内乱罪(第77条)、外患罪(第81条・第82条)、放火罪(第108条)、出水罪(第119条)、殺人罪(第199条)等18種類であるが、江戸時代には相当広い犯罪に死刑が科せられた。しかも、その死刑は、藩の処刑場のみならず、犯罪発生地・犯人居住地での執行(=所仕置き)で公開して行われる事例も多く、江戸時代の人々は、現在の私たちに比べて、死刑を実際にみる機会が多かったに違いない。

仙台藩・一関藩もこの例外でないことをこれまで詳しく述べてきたが、これも芦東山の主張する、刑を科せられるような犯罪をなくすために、あえて刑の執行をみせたのだろう。

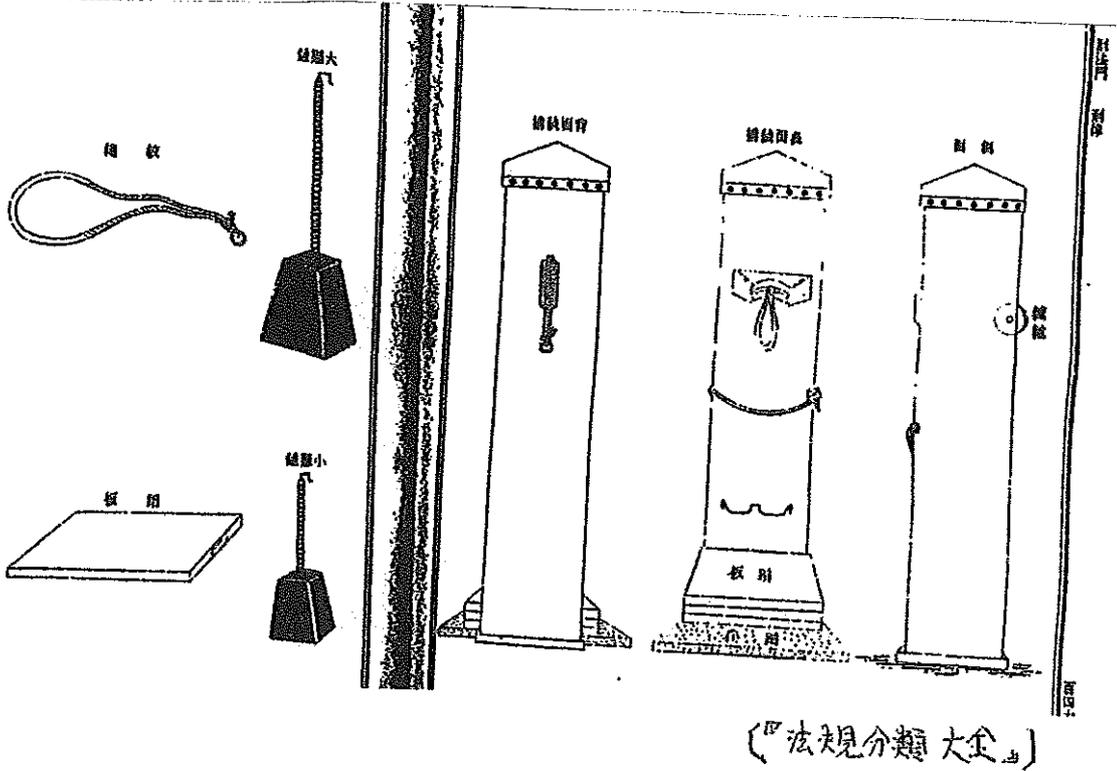
刑罰を犯罪発生抑止の1つの手段と捉える考え方は、確かにそれなりの説得力をもつ。しかし、むごい刑罰をみせれば必ず犯罪が減るかという、そうとばかりいえないのが実際ではないか。なかには死刑になりたいために人を殺すとか、障害者は生きる価値がないから殺してしまうなどと、身勝手な考えをもつ個人もある。

また、例えば貧富の格差、いじめなどの人間関係、介護の疲れ等々の社会的環境、テロや暴動等の政治的要因、さらに災害や気候変動、疫病の蔓延等の自然環境においても、犯罪を生み出す条件はあり得るのだから、死刑になる恐怖があっても犯罪に走るケースのあることも事実だろう。

もちろん、この地球上から犯罪をなくすことは、これまでも多くの人々(芦東山はまさにその1人である)によって追求されてきたし、またこれからも追求され続けることだろう。それは実現できるのか、単なる理想ではないのか。この答えを見付けるのは難しいことではあるが、芦東山の想いを受け継ぐことがこの記念館の使命であることを、お伝えしておきたい。

# (資料1) 絞首台の変遷

(1) 明治3年12月 『新律綱領』の絞首台

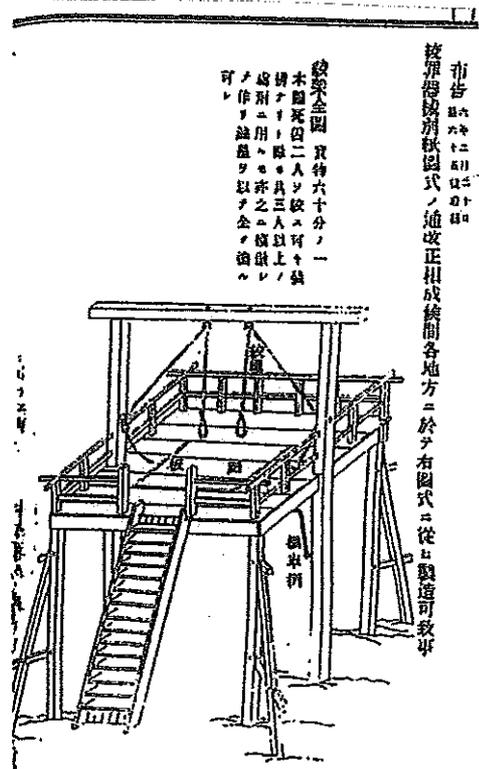


(2) 明治6年2月改正の絞首台

(参考) 中国清代の絞首刑



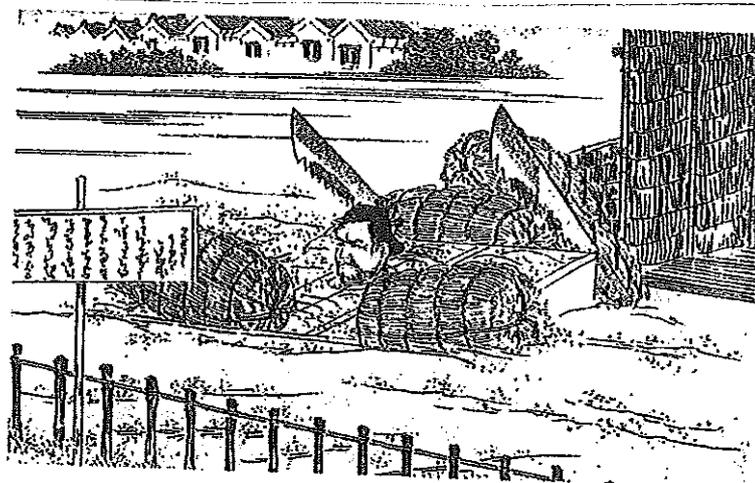
〔仁井田陞『中国法制史(増訂版)』  
〔岩波全書, 1963年)口絵〕



〔『法規分類大全』〕

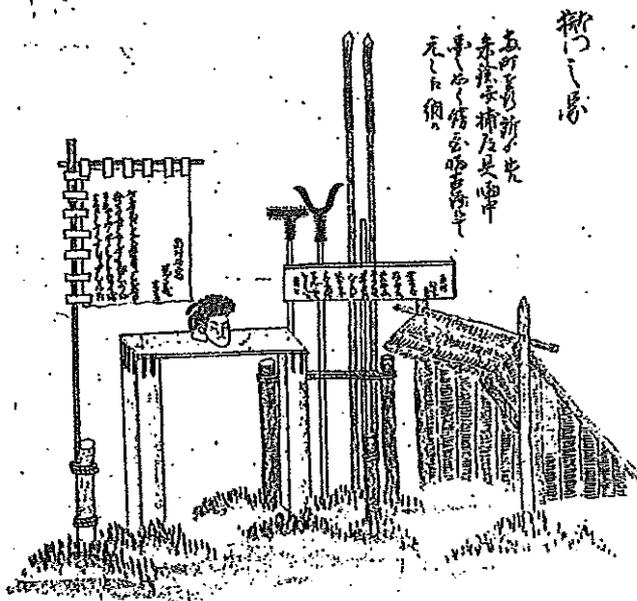
(資料2) 徳川幕府の死刑

(1) 鋸挽



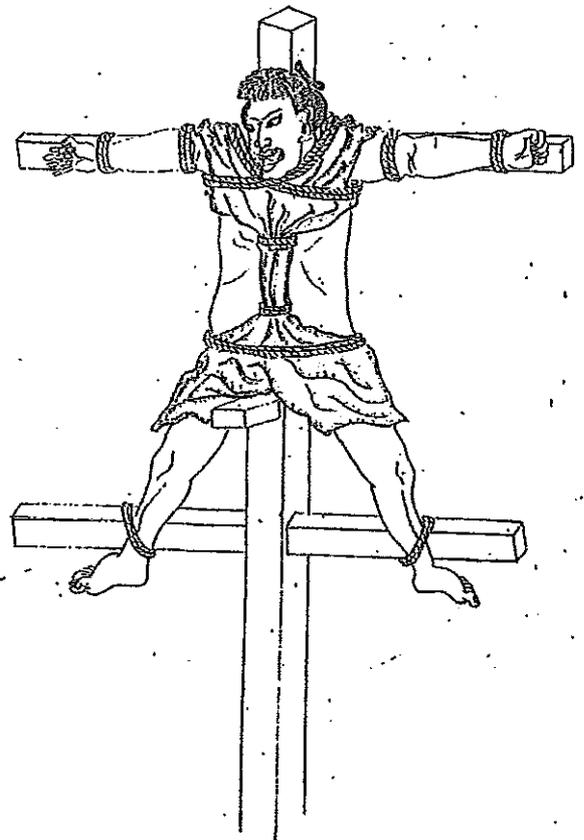
(徳川幕府刑罰図譜本編)

(3) 獄門



(同右)

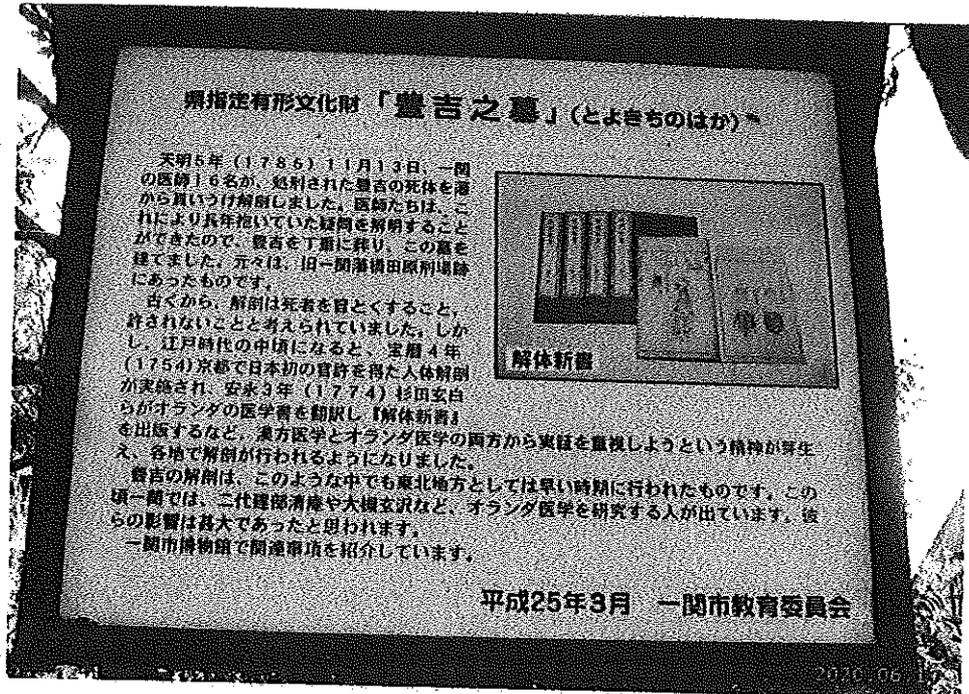
(2) 石築



(刑罪大秘録)



[資料3] - 関藩の常設処刑場



〔資料4〕『増補刑罪録』に見られる一関市域一関藩領の死刑事例

No.	判決年月	名	前	住所・肩書	罪	状	死刑種類・場所	通し番号
1	元禄11年(1698)5月	明学		東山南小梨村山伏	保呂羽山祭礼で殺人		刎首(橋田?)	15
2	元禄11年(1698)8月	権吉		流富沢村肝入甚十郎下人	酒狂で人を溺死させる		於其所切捨	16
3	元禄11年(1698)8月	甚蔵		東山南小梨村	田地の件で代官の指図に背く		斬罪(橋田?) 跡欠所	1519
4	元禄12年(1699)4月	五兵衛		靴売	密通の上、放火		火罪(橋田?)	33
5		つま		大町助惣妻				
6	元禄13年(1700)6月	半三郎		上黒沢村惣兵衛子	両親を追い出す		斬罪・獄門(橋田?)	1
7	元禄13年(1700)6月	三学		山伏	物取りに人を殺す		斬罪(橋田?)	17
8	元禄13年(1700)6月	与治		手木	盗の上、人に鞭を付ける		斬罪(橋田?)	42
9	元禄14年(1701)5月	泰内		手木	御用金盗		斬罪(橋田?)	43
10	元禄14年(1701)5月	善左衛門		大町	善太夫妻を男に密会させて金を取る企み		斬罪・獄門(橋田?)	402
11	元禄14年(1701)11月	治郎吉		流蒲津村	不孝の上、父子兄弟田地出入り		於本所獄門、家屋敷欠所	2
12	元禄15年(1702)8月	伝内		中間	奪公人受状へ謀判		斬罪(橋田?)	292
13	宝永4年(1707)10月	佐藤長助		不明	博奕、小納戸金盗		於牢前刎首	47
14	宝永5年(1708)6月	半助		滝沢村半十郎弟	乱心にて親を殺す		磔(橋田?)、死骸踊り起し	4
15	正徳元年(1711)12月	八助		上黒沢村	親へ手向かい打擲		於本所獄門	5
16	正徳2年(1712)3月	三吉妻		流蒲津町	密通のため永牢中、案外の所行		討首(橋田?)	2424
17	正徳3年(1713)11月	清助		東山清水馬場村	酒狂で殺人		於本所死罪	19
18	正徳3年(1713)12月	文六		滝沢村	妬々にて盗		於本所刎首	51
19	正徳5年(1715)11月	伊藤郷助		不明	江戸御小遣方引負		於牢前討首	443
20	享保2年(1717)6月	山本治兵衛		不明	切支丹方帳面盗		於牢前刎首	52
21	享保2年(1717)11月	新八郎		文殊院三男	密通の上出奔		獄門(橋田?)	408
22		老く		有聖町弥三郎下女				
23	享保3年(1718)10月	三善坊		山伏	殺人		打首(橋田?)	20
24	享保6年(1721)11月	八内		三関村作十郎伴	江戸中屋敷土蔵を破り、米を盗		於橋田刎首	56
25	享保7年(1722)6月	喜助		流富沢村喜左衛門子	不行跡、所々にて盗		切捨(橋田?)	1107
26	享保10年(1725)12月	弥四郎		狐禪寺村三郎兵衛家内	殺人		打首(橋田?)	22
27	享保13年(1728)8月	加納吉右衛門		不明	傍輩の刀を盗、湯屋で盗		於牢前討首	59
28	享保14年(1729)12月	長十郎		東山金田村仲三郎子	人を絞殺		於本所切捨	24
29	享保16年(1731)5月	平九郎		東山樺沢村百姓	強盗殺人		磔(橋田?)	25
30	享保19年(1734)11月	三治郎		下黒沢村七兵衛子	追放立燭、盗		於本所討首	1111
31	元文2年(1737)9月	八内		大内原泉召仕無宿	人主・口入れの謀判、出奔自害		磐井川同心町末川原にて獄門	294
32	元文4年(1739)8月	甚内		流味村	酒狂口論の上殺人		切捨(橋田?)	26
33	元文5年(1740)9月	徳兵衛		徳田村	肝人を誣告し、伴より金を取る		於所獄門 家財等欠所	457
34	寛保元年(1741)9月	片岡五左衛門		不明	御用金を自由にする		於牢前打首	459
35	寛保2年(1742)11月	又四郎		流清水村清右衛門子	大酒にて親を打擲、侮辱		於所獄門	6
36		松五郎		滝沢村作右衛門子				
37	宝暦2年(1752)11月	太郎		同村五助子	無宿、所々で蔵破り、盗を渡世		於橋田獄門 持道具欠所	75
38	宝暦2年(1752)11月	卯之助		流金沢村追放立燭	囚人へ鋸・小刀を隠し入れる		於橋田獄門 持道具欠所	467
39	宝暦3年(1753)4月	久左衛門		日形村元御買夫	先年出奔立燭、再度追放立燭		於本所獄門	1122
40	宝暦3年(1753)10月	大波八郎兵衛		不明	小納戸金盗		於牢前打首	76
41	宝暦5年(1755)4月	市郎右衛門		流中村元百姓	追放立燭、妻を侮辱等		於本所獄門	1123
42	宝暦6年(1756)9月	勘太郎		流峠村	父を切り殺す		磔(橋田?)	11

43	宝曆 6年(1756) 9月	三助	流飯倉御賀夫	江戸大納戸物置を破り盗	打首(橋田?)	83
44	宝曆 6年(1756) 9月	左助	西黒沢村十五衛門子	困いを抜け出し、馬を盗	討首(橋田?) 持道具欠所	84
45	宝曆 6年(1756) 9月	善助	鬼死飯村	墓所掘り起こし、屍の衣類盗	討首(橋田?) 持道具欠所	85
46	宝曆 6年(1756) 9月	半助	本間善太夫旧下人	侍屋敷に忍び入り、俵米盗	討首(橋田?) 持道具欠所	86
47	宝曆 7年(1757)	当太	東山徳田村文五郎弟	道心者を強盗殺人(仙台藩が処刑)	於本吉郡入谷村磔、持道具欠所	29
48	明和元年(1764) 2月	太郎兵衛	鬼死飯村太郎作親	悪徳増長の上盗	討首(橋田?) 持道具欠所	96
49	明和元年(1764) 2月	石五郎	無宿	同類を催し盗渡世	獄門(橋田?) 持道具欠所	97
50	明和 5年(1768) 3月	石川喜兵衛	凡下に落とす	伯父妻と密通	獄門(橋田?)	414
51	明和 7年(1770) 5月	そへ	佐藤弁太夫妻 凡下に落とす	在噂中、流人共を逃がす	獄門(橋田?)	2426
52	明和 7年(1770)12月	太左衛門	流浦津村長渡流人	主人留守中、金を盗	打首(橋田?) 持道具欠所	100
53	明和 8年(1771) 6月	平七	平田忠左衛門召仕峰村	仙台へ登せる人数帳等売り払い	打首(橋田?)	103
54	安永 3年(1774)12月	門左衛門	足軽	追放立婦、打擲・直訴	打首(橋田?)	1143
55	天明元年(1781) 3月	甚太夫	元足軽	所々にて盗	討首(橋田?) 持道具欠所	107
56	天明 5年(1785) 3月	奥松	狐禪寺村仁惣兵衛養子	盗渡世	打首(橋田?)	115
57	天明 5年(1785) 8月	桐之助	無宿	土蔵を破り衣類盗	獄門(橋田?)	122
58	天明 5年(1785)11月	長松	無宿	土蔵を破り衣類・銭盗	討首(橋田?)	123
59	天明 5年(1785)11月	庄右衛門	無宿	酒狂で甥を殺す	獄門(橋田?)	30
60	寛政 3年(1791)11月	金蔵	無宿	処々で馬を盗み、売り払う	獄門(橋田?)	130
61	寛政 6年(1794)10月	豊吉	流揚生村	強訴徒党	打首(橋田?)	338
62	寛政 10年(1798)11月	五右衛門	滝沢村旧百姓追放立婦	口論の上人を殺し、屍を川に捨てる	切捨(橋田?)	31
63	寛政 11年(1799) 4月	不明	東山中興玉村	弟を殺し、密かに埋める	於本所獄門	32
64	寛政 11年(1799) 4月	養助	流鯉嶋村旧百姓治右衛門子出奔立婦	盗の上破牢	獄門(橋田?)	141
65	文化 4年(1807)11月	辰五郎	流金沢村	御用金引負、吟味中自殺	切腹 家財欠所	496
66	文化 4年(1807)11月	平四郎	足軽	追々嶋所逃げ去り	切捨(橋田?)	2434
67	文化 4年(1807)11月	斎 長左衛門	不明	親を傷害等、入牢中死亡	獄門(橋田?)	12
68	文化 5年(1808) 5月	仲太	流浦津村、江嶋破嶋	同門前の者へ遺恨で再三放火	火あぶり(橋田?)	34
69	文化 13年(1816)10月	徳右衛門	市野々村出奔立婦	処々土蔵を破り金銭・衣類盗	獄門(橋田?)	168
70	文化 4年(1821)12月	丈右衛門	柱臺寺門前	強盗、母へ不孝、磔のところ死亡によって	獄門(橋田?)	37
71	文化 9年(1826) 8月	徳四郎	東山徳田村清右衛門伴追放	寺社へ忍び入り、仏具・神宝盗	獄門(橋田?)	203
72	文政 6年(1835)12月	愛蔵	上黒沢村吉蔵伴出奔立婦	取納大豆を自由にす	於牢前討首	535
73	天保 6年(1835)12月	与太郎	無宿	謀害、金子術取る	打首(橋田?)	304
74	天保 8年(1837)12月	喜助	不明	物取りのため旅人を傷害	打首(橋田?)	2411
75	天保 8年(1837)12月	及川伊兵衛	利惣治	江戸御金方勤仕中、過分の引負	獄門(橋田?)	591
76	天保 9年(1838) 9月	高橋文吉	高橋文吉			
77	天保 10年(1839)12月	竹治郎	無宿			
78	弘化 3年(1846)11月	宝樹坊	本山派山伏、凡下に落とす			
79	安政 2年(1855)12月	入間川英之助	八太夫伴			

[資料5] 仙台藩の常設処刑場



処刑場跡

(仙台市泉区七北田・著者撮影)

(吉田正志『仙台藩の罪と罰』)



94 奥州街道沿いにあった七北田の刑場(『仙台領奥州街道絵図』) 絵図には「斬罪場」と記されている

(『仙台市史』通史編4・近世2)

〔資料6〕『治家記録』に見られる一関市域仙台藩領の死刑事例

No.	記事年月日	名前	住所・周書	罪	状	死刑種類・場所	出典
1	寛永20年(1643)12月2日	与一郎	東山松川村	父を殺害		給人猪苗代越後が即斬罪	
2		与一郎兄・三次郎		与一郎に同心		松川村で磔	5-227
3		与一郎妹					
4	元禄5年(1692)7月26日	藤松	東山千蔵町	醉狂で酒店主を突き殺す		梟首(七北田?)	16-212
5	元禄7年(1694)2月22日	半四郎	東山藤海村	主人を殺ろ、目付へ直訴		札の辻に3日晒し、本所で磔	17-168
6	元禄10年(1697)12月22日	新兵衛	東山千蔵町番右衛門子	密通の上出奔		梟首(七北田?)	19-525
7		源十郎妻	社藤江嶋				
8	元禄11年(1698)3月21日	作内	東山茨民村	下女を南蛮女と偽り赤る		於其所梟首(赦で他國追放)	20-212
9	元禄11年(1698)6月29日	平助	東山千蔵町	免所を点するに恥し金を取る		於七北田斬首	20-282
10	元禄13年(1700)6月27日	六三郎	東山千蔵町	南蛮女を本宮へ赤るため脇道を通る		於所磔	
11		四兵衛	流涌津町	東山の女を南蛮女と偽り赤る		於所梟首(宇死)	21-460
12	元禄13年(1700)12月10日	六之丞	二關村種族	博奕・窃盗		死罪(赦・頸族で運島)	21-522
13	元禄15年(1702)正月18日	与八郎	東山大原	女を買い取り、他領へ通した		於其所磔	
14		五兵衛	流西長井	肝入のとき腰書謀判で金を盗む		於其所梟首	22-329
15	元禄15年(1702)6月27日	弥蔵	東山齊海村	強盗殺人(悪主の娘・稚子を殺す)		途中引き晒し、於其所磔	23-123
16	元禄16年(1703)12月25日	三蔵	東山下折壁村	嬰を盗		於七北田斬首	
17		助内	一関町	偽れ造り(前沢町兵衛等共犯)		仙台で3日晒し、運中晒し、於前沢町磔	2
18	宝永元年(1704)11月22日	半七	東山輝草村	憂心して殺人		於本所斬刑	6
19		三次	東山輝草村奥蔵下人	自分の盗仕を主人になすり付けた		於其所磔	
20	宝永6年(1709)12月27日	澤右衛門	東山輝草村次左衛門翠子	長蔵に腰書を盗ませた		於其所梟首	25下
21		助左衛門	東山輝草村百姓	名子七内と争論して密かに殺す		於其所梟首	
22		仲右衛門	東山天狗山村	他罪に牽仕、盗		於下金田村梟首	29
23		勘三郎	西岩井流菜良坂村種族	孫七を養子にする約を破り、脱告		於本所梟首	
24	正徳元年(1711)11月11日	久次郎	東山齊海村久三郎男	狼川原山で盗伐し、婦女を殺す		於本所梟首	33
25		同二男					
26	正徳4年(1714)3月25日	正吉	東山千蔵町肝入又五郎水香	松川村伊兵衛味を無宿者に売る		於本所梟首	42
27		助五郎	東山口村八左衛門家	密通		於本所梟首	
28	正徳4年(1714)8月25日	弥三郎妻	東山齊海村小伝次家	密通		於本所梟首	44
29	正徳5年(1715)3月29日	早蔵	東山千蔵町百姓三郎水香清兵衛子	盗		於本所梟首	46下
30	享保2年(1717)12月朔日	八内兼	西盤井一関村	備太夫と通じ斬殺される		於本所梟首	57
31	享保3年(1718)4月6日	松兵衛	一追川口町四兵衛子	東山千蔵町で強盗殺人		通衝に3日晒し、運路に罪を晒らし於東山藤沢村磔	59上
32		長八	東山千蔵町農夫孫七子	密通		各於其所梟首	60下
33		三平妻	同村農夫太郎左衛門子				
34		二兵衛					
35		盛七					
36	享保4年(1719)11月晦日	清三郎	東山千蔵町足輕	横目と偽り密載を咎め、金を貪る		於郷里梟首	65
37		彌助					
38		彌助弟・弥兵衛	東山下折壁村	密載を咎めた横目足輕を打擲		於郷里梟首	
39		彌助妻・大平次					
40		彌兵衛	西盤井山目村	平泉村の宗心(道心)を殺す		於山目村梟首	76
41	享保7年(1722)8月25日	与蔵	東山藤海村				
42	享保11年(1726)8月25日	友助	東山藤衣泉田奎小入凌右衛門子	農夫の婢と和姦し、婢を殺して自殺未遂		於七北田斬刑	92
43	享保11年(1726)11月11日	友六	東山藤沢村	偽し横目と偽り、肝入宅に大勢で押し寄せ		於五平村磔	93
44		運之助	東山千蔵町新蔵水香彦助子	金を奪われたと虚偽の申告		於其所斬刑	
45	享保12年(1727)3月18日	久之丞	東山千蔵町市平養父	質屋のため妻を斬殺の上自殺未遂		斬刑(場所不明)	
46		八内	西岩井山目町新蔵子	窃盗		斬刑(場所不明)	94下
47		勘左衛門	東山大原町控断勤兵衛副人	父七五衛門を刺殺しようとした不孝		途中引き晒し、於大原磔	
48	享保13年(1728)6月8日	四郎左衛門	東山相川村農長	地頭の宅地を自分の地と偽る		於本所梟首	99下

49	享保14年(1729) 7月 2日	作内	西條市野々村	旧主の家で窃盗	於七北田農首	104上
50		葛内	栗山町子村	同村茂林寺で酒田に託し暴行	於七北田御首	
51	享保15年(1730) 7月22日	甚五左衛門	栗山大塚村甚内副人	山田村彦七郎子八之丞妻を強姦	於七北田新刑	108
52	享保15年(1730) 9月11日	小平	栗山下折壁村農夫相頭	娘婿から甥の太郎八放火と報告	於七北田農首	
53	享保18年(1733) 5月19日	万平	栗山薄衣村作兵衛同居	酔って母を打撃、兄を踏みつける	於薄衣村農首	119
54	享保20年(1735) 7月18日	七三郎	栗山田河津村甚十郎子	強姦殺人	於七北田強	128上
55	享保20年(1735)11月14日	小番兵衛	栗山千原屋	10年来流落窃盗	於七北田農首	129中の上
56	元文 2年(1737)12月21日	彦作	栗山薄衣村農夫十内水香	窃盗	於七北田新刑	137下
57	元文 3年(1738) 8月18日	清八	西條井赤堀村農夫	同村二助妻と和姦、出奔	於七北田農首	140下
58	元文 5年(1740)12月11日	及川源太郎	栗山上赤玉村居住	庶民なのに土と称した	於七北田農首	149下
59		弥八兼	栗山大原殿	本旨郡藤折村伊三郎と通じ、養妹となった	於七北田農首	
60	寛保元年(1741) 2月 7日	早助	栗山薄衣村六郎左衛門下人	主人の娘幼少を強姦	於同所新刑	150中
61	延享元年(1744)12月22日	日光陸悦牛	栗山千原村山伏慈眼院子	父に騙み付くなど不孝	於千原村強	6下
62	延享 2年(1745) 6月 9日	万本	栗山薄衣村農夫	同村渡し守長助を傷害致死	於七北田新刑	8下
63		綱内	西條井中里町平六借屋	有夫の女に姦淫、母をいの酔えを出させた	於七北田新刑	30
64	寛延 3年(1750)11月19日	綱	同郡同阿源七妻	鎮内に通じ、罪乞いを訴えた	於七北田新刑	
65	宝暦 3年(1753) 2月11日	万助	栗山保呂羽村太徳兵衛養子	沈酔して殺人	於七北田新刑	39下
66	宝暦 4年(1754)10月21日	弥八郎	栗山砂子田村甚三郎子	2ヶ所の蔵を破って盗	於七北田農首	46
67	宝暦 6年(1756) 5月 2日	勘平	栗山長都村	長都村良性寺で窃盗、償を備書	於七北田農首	
68	宝暦 6年(1756) 5月26日	久右衛門	栗山築籠村	蔵の錠を破って糊塗などを盗	於同所農首	52

備考: No.1~15の出典は、『仙台藩史料大成 伊達治家記録』の巻数と頁数  
No.16~60の出典は、仙台市博物館蔵『獅山公治家記録』の巻数  
No.61~68の出典は、同館蔵『忠山公治家記録』の巻数